

山梨県公報

第百十七号

令和二年

八月三日

月 曜 日

目次

公 告

- 令和二年度製菓衛生師試験の実施……………四〇九
○大規模小売店舗の所在地等の変更の届出……………四一〇
○公共測量の実施……………四一一
教育委員会
○指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則……………四一一
○指導が不適切な教員の認定等に関する審査委員会規程を廃止する訓令……………四一一
○令和三年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項の項目追加及び変更について……………四一一
○令和三年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項の項目追加について……………四一二
人事委員会
○山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則……………四一二
○山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………四一三
その他
○一般競争入札について……………四一三

公 告

●令和二年度製菓衛生師試験の実施
製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第四条第一項の規定により、令和二年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和二年八月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和二年十一月二十五日(水)午後一時十分から午後三時三十分まで
二 試験場所

- 1 甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館
2 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館

三 試験科目

- 1 衛生法規
2 公衆衛生学
3 食品学
4 食品衛生学
5 栄養学
6 製菓理論及び実技

四 受験資格 次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。)であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)第二十七条の規定による改正前の製菓衛生師法による厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設を含む。)において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したものの
3 昭和四十一年十二月二十六日において菓子製造業に従事していた者(学校教育法第五十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、同日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至ったもの

五 受験願書等の提出先 受験願書等は、住所地を所管する各保健福祉事務所(保健所)(甲府市にあつては、甲府市健康支援センター(医療感染症課))に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課に提出すること。

六 受験願書の受付期間 令和二年十月五日(月)から同月九日(金)までの午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

七 提出書類

- 1 受験願書
2 履歴書
3 四に掲げる受験資格を有することを証明する書類
4 写真(出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦九センチメートルかつ横五・五センチメートル(名刺型)のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載し

たもの) 一枚

5 製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

八 受験手数料 九千四百円(受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。)

九 合格者の発表 令和二年十二月十日(木) 午前十時に山梨県庁防災新館東側、各保健福祉事務所(保健所)及び甲府市健康支援センターの掲示板並びに山梨県のホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問合せ先

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生薬務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二二三―一四八九
山梨県中北保健福祉事務所(中北保健所) 衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―一―二三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所(峡東保健所) 衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五―三―二〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所(峡南保健所) 衛生課	南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二	〇五五六―二二―八一五一
山梨県富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所) 衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五五―二四―九〇三三
甲府市健康支援センター医務感染症課	甲府市相生二丁目十七番一号	〇五五―二四―二一六一八〇

● 大規模小売店舗の所在地等の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和二年八月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 有限会社加藤書店 代表取締役 加藤実 山梨県富士吉田市中曾根四丁目五番二十三号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 BOOKS KATH 山梨県富士吉田市中曾根四丁目五番二十三号

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
山梨県富士吉田市中曾根四丁目五番二十三号	山梨県富士吉田市中曾根四丁目五番二十三号

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
有限会社加藤書店 代表取締役 加藤隆義	有限会社加藤書店 代表取締役 加藤実
山梨県富士吉田市中曾根四丁目五番二十三号	山梨県富士吉田市中曾根四丁目五番二十三号

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

有限会社加藤書店
代表取締役 加藤隆義
山梨県富士吉田市上吉田三千五百十七番地の一
有限会社加藤書店
代表取締役 加藤実
山梨県富士吉田市中曾根四丁目五番二十三号

- 3 変更の年月日 平成二十一年十一月二十四日外
届出年月日 令和二年七月十六日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和二年十二月三日まで

● 公共測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により忍野村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

- 令和二年八月三日 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
 - 二 測量の地域 忍野村全域
 - 三 測量の期間 令和二年七月十六日から令和三年三月三十一日まで

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十四号

指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年八月三日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則
指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則（平成二十年山梨県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第二項中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。
第六条第二項中「審査委員会」を「意見聴取会議」に改める。

第九条の見出し中「審査委員会」を「意見聴取会議」に改め、同条第一項中「第二十五条の二」を「第二十五条」に、「審査委員会」を「指導力に関する意見聴取会議（以下「意見聴取会議」という。）」に改め、同条第四項中「審査委員会」を「意見聴取会議」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「委員」を「意見聴取会議の委員（以下「委員」という。）」に、「委嘱」を「依頼」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 意見聴取会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。
- 一 指導が不適切な教員の認定に関する事項
- 二 指導が不適切な原因が精神疾患によるものと疑われる教員に対する専門医による受診の必要性に関する事項
- 三 指導改善研修終了時における指導の改善の程度に関する事項
- 四 その他県教育委員会教育長が必要と認める事項

山梨県教育委員会教育長訓令甲第三号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

指導が不適切な教員の認定等に関する審査委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年八月三日 山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

庁 中 一 般 教 育 事 務 所
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校
公 立 小 学 校
公 立 中 学 校

指導が不適切な教員の認定等に関する審査委員会規程を廃止する訓令
指導が不適切な教員の認定等に関する審査委員会規程（平成二十年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

● 令和三年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項の項

目追加及び変更について
新型コロナウイルス感染症等により受検できなかった者の受検機会を確保するため、令和三年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項に新たに必要項目を追加する。

令和二年八月三日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

1 一般募集の追検査の追加

(一) 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

(二) 検査方法 面接、実技検査、筆記検査

(三) 検査期日 令和三年一月三十一日(日) から二月二十日(土) までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

(四) 入学許可予定者の発表 令和三年二月二十六日(金)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和三年二月二十六日(金) より前に発表を行うことがある。

2 再募集の日程の変更

変更前	変更後
(一) 出願期間 令和三年二月八日(月) から同月十二日(金) (祝日を除く) の午前九時から午後四時まで	(一) 出願期間 令和三年三月一日(月) から同月四日(木) の午前九時から午後四時まで
(二) 検査期日 令和三年二月二十日(土)	(二) 検査期日 令和三年三月六日(土)
(三) 入学許可予定者の発表 令和三年二月二十六日(金)	(三) 入学許可予定者の発表 令和三年三月十一日(木)

● 令和三年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項の項目追加について

新型コロナウイルス感染症等により受検できなかった者の受検機会を確保するため、令和三年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項に新たに必要項目を追加する。

令和二年八月三日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

1 一次募集の追検査

(一) 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

(二) 検査方法 書類審査及び面接検査

(三) 検査期日 令和二年九月二十七日(日) から十月十七日(土) までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

(四) 入学許可予定者の発表 令和二年十月十九日(月)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和二年十月十九日(月) より前に発表を行うことがある。

2 二次募集の追検査

(一) 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

(二) 検査方法 書類審査及び面接検査

(三) 検査期日 令和二年十一月二十九日(日) から十二月十九日(土) までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

(四) 入学許可予定者の発表 令和二年十二月二十一日(月)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和二年十二月二十一日(月) より前に発表を行うことがある。

3 三次募集の追検査

(一) 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

(二) 検査方法 書類審査及び面接検査

(三) 検査期日 令和三年二月十六日(火) から三月六日(土) までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

(四) 入学許可予定者の発表 令和三年三月八日(月)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和三年三月八日(月) より前に発表を行うことがある。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十一号

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和二年八月三日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の退職手当に関する規則（昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（特定退職者に関する暫定措置）

4 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第八条の二及び第十三条の規定の適用については、第八条の二中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第十三条第三号口中「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職員の退職手当に関する規則附則第四項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

山梨県人事委員会規則第二十二号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年八月三日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第六特別支援学校の項(1)中「教頭」の下に「、主幹教諭」を加える。
別表第七イの表2級の項の次に次のように加える。

特2級

11,500円

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

その他

● 山梨県道路公社公告第一号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和二年八月三日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 清 水 一 正

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名 雁坂トンネル防災制御システム設備端末機器更新工事

2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦から埼玉県秩父市大滝地内まで

3 工事概要 防災制御システム更新工事（ユニット三〇八） 火災検知器更新工

十九台 I/Oコントローラー更新工 十八台 終端器更新工 一台 伝送中継器

更新工 一台 防災現地盤改造工 一式 防災受信盤改造工 一式

4 工期 令和二年九月十六日から令和三年三月十五日まで

5 予定価格 五千二百三十四万九千円（税込み）

二 入札参加資格申請の受付期間 令和二年八月十一日（火）から同月十九日（水）ま

での山梨県の休日を含める（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除

く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページ

（<http://www.fruits.jp/~karisaka/nyuusatuohou.html>）において配布する一般競

争入札公告、設計図書等による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番